アジア研究学術フロンティアセミナー報告　2002/01/17

「満洲国」の企業統制　－治外法権撤廃を中心に－

立教大学経済学部

疋田　康行

－　目　次　－

[はじめに 1](#_Toc108417940)

[大連商工会議所編『滿洲銀行會社年鑑　1942年版』のデータから 1](#_Toc108417941)

[治外法権の撤廃問題 4](#_Toc108417942)

[おわりに 7](#_Toc108417943)

## はじめに

※「満洲」経済研究

　1. 近代（とくに日露戦争以後）における日中（米）対立の焦点→１５年戦争の開始

　2. 日本経済の「混合経済」化の実験地・出発点

　3. 植民地的支配による経済従属化とそれへの対抗（現地政権・資本および競合外資）

※先行研究

原朗「一九三〇年代の満州経済統制政策」（満州史研究会編『日本帝国主義下の満州』御茶ノ水書房、1972年）

君島和彦「鉱工業支配の展開」（浅田喬二・小林英夫編『日本帝国主義の満州支配』時潮社、1986年）

疋田康行「財政・金融構造」（同上所収）

疋田康行「十五年戦争期の日本の資本輸出－財閥資本の対「満州」株式投資を中心に」（日本植民地研究会編『日本植民地研究』第4号、1991年）

副島昭一「「満洲国」統治と治外法権撤廃」（山本有造編『「満洲国」の研究』京都大学人文科学研究所、1993年）

田中隆一「満洲国治外法権撤廃と満鉄」（小林英夫編『近代日本と満鉄』吉川弘文館、2000年）

柴田善雅「初期「満州国」における財政制度の構築」（宇野重昭編『深まる侵略　屈折する抵抗』研文出版、2001年）

## 大連商工会議所編『滿洲銀行會社年鑑　1942年版』のデータから

　満洲事変後で在満企業総体が把握できる最後の資料である『滿洲銀行會社年鑑』（1942年版）を，データベース化した。この中には，経営陣の氏名から判断して，中国系・朝鮮系・ロシア系の企業も相当数含まれ，さらに経営陣が複数民族で構成されているものもある．

　まず，株式会社の組織変更からみておくと，休業会社は1920年恐慌前後の設立にかかるものが多く，19年・20年は存続と休業がほぼ同数であり，18年と21年・22年は休業の方が存続を上回っている．これに対して解散と名称変更とは満洲事変後の設立になるものが多く，中国系企業とくに銭荘の銀行化と銀行法によるその淘汰を表している．

　調査時点での株式会社は，第1次大戦期のピーク（1919年89社）から1920年代の停滞のあと，1931年の1社にまで激減し、満洲事変後になって鉱工業企業を中心に激増して1937年の172社を経て1941年のピーク499社まで急増した．この結果，資本金残高でも，運輸交通業と金融商業の比重が減って鉱工業が50％に迫っている．鉱業部門の増加とともに，製造業内でも軽工業中心から，化学・金属・機械器具という重化学工業3部門に投資の主軸が移っている．日本本国では，1940年代に入ると航空機工業部門を軸とする機械工業化が明確になるが，対日原材料供給の役割を課せられた満洲では素材型の重工業化が進展していたことがうかがわれる．

第1表　1942年現在登記会社の設立年分布



　％は株式会社および合資合名会社の各合計に占める構成比、但しイタリックは総計に対する株式会社と合資合名会社の割合。＜　＞内は1904-1931を100とする指数。株式会社中には、休業中が147社、所在不明が6社、解散したあるいは解散予定が26社、それぞれ含まれている。

　次に，合資会社と合名会社の動向を見よう．総会社数は，3699社，資本金総額は2億1282万円となる．非日系企業は株式会社よりも多いという印象を得ている．1942年末に存在している会社の設立年次分布は，第一次大戦前に漸増し，大戦期に急増して19年に59社のピークを成すが，1920年代を通じてそれよりやや少ない設立数を保つ．満洲事変後には，やはり激増するが早くも1938年にピーク459社を迎えている．業種別では，約半数が「金融商事」，とくに商事部門にあり，「鉱工業」は４分の１程度で，しかも「食料品」・「其他」の割合が大きく重化学工業の比重は株式会社ほど大きくなっていない．「商事」には糧桟と目される企業も少なくない．そして，残りの４分の１が「請負・労力供給」を中心に「交通運輸」・「土地建物」・「雑業」などの業種で占められる．資本金分布では，「金融商事」の割合が10％下がり，「鉱工業」は1.5％増え，「その他」が8％ほど大きくなっている．合資合名会社には、民族系資本が相当数含まれているので、ほぼ日系資本だけの株式会社とは異なるトレンドが現れている．合資合名会社の業種構成の特徴も，民族系・日系を含めた在満中小企業の土着性を反映していると思われる．

　満洲占領前、満洲國設立後治外法權撤廃前、およびその後の3期に分けてみると、企業設立は、趨勢加速的に増加している。また、資本金規模の大きな株式会社のウェイトが増加している。満洲事変の後、日系を中心として企業活動の活発化が生じていることは、ほぼ確実である。この背景には、原らによって明らかにされてきた満洲経済再編政策の展開がある。とくに1937年以降は生産力拡充計画の実施により、計画的・統制的（保護誘導的）な産業構造再編成＝重化学工業建設が強行された。

　しかし、満洲事変直後の1930年代前半は、そう単純ではない。一方で、1933年3月に発表された「滿洲國經濟建設綱要」では、要旨次のような基本方針を掲げ、このためにとくに財閥を中心とする日本資本の対満投資を抑制することにつながったという評価がある。

「從來ノ無統制ナル資本主義經濟ノ弊害ニ鑑ミ之ニ所要ノ國家的統制ヲ加ヘ資本ノ効果ヲ活用シ以テ國民經濟全体ノ健全且潑刺タル發展ヲ圖ラントス斯クシテ國民大衆ノ經濟生活ヲ豐富安固ナラシメ其ノ國民的生活ヲ向上シ我國力ヲ充實セントス

而シテ右ノ大目標ニ達スルニハ

(イ)國民全体ノ利益ヲ基調トシ一部階級ニ利源開拓、實業振興ノ利益カ壟斷セラルルノ弊ヲ除キ万民共樂ナラシメ

(ロ)國内賦存ノ凡有資源ヲ有効ニ開發シ經濟各部門ノ綜合的發達ヲ圖ル爲重要經濟部門ニハ國家的統制ヲ加ヘ合理化方策ヲ講シ

(ハ)東亞經濟ノ融合合理化ヲ目標トシ善隣日本トノ相互依存ノ經濟關係ニ鑑ミ同國トノ協調ニ重心ヲ置キ相互扶助ノ關係ヲ益々緊密ナラシム

方針ヲ徹底遵奉シ其ノ完成ヲ期ス

其ノ經濟統制ノ方策トシテハ

(イ)國防的若ハ公共公益的性質ヲ有スル重要事業ハ公營又ハ特殊會社ヲシテ經營セシムルヲ原則トシ

(ロ)右以外ノ産業及資源等各般ノ經濟事項ハ民間ノ自由經營ニ委スモ特ニ國民福利ヲ重ンシ其ノ生計ヲ維持スル爲ニ生産、消費ノ兩方面ニ亘リ必要ナル調節ヲ行フ」

　　　　（滿洲國實業部「重要産業統制法制定理由」、美濃部洋次文書　101-04）

また、関東軍・陸軍による性急な「在満・対満機構改革」が、日本からの資本輸出の主軸となっていた満鉄社債の日本国内消化を阻害したという点も指摘されている。他方、1932年に住友が川田順や小畑忠良らを派遣して満洲での事業機会を得るため関東軍などの幹部と接触したことや、同年11月に在新京総領事代理からの「最近當地ノ發展ニ伴ヒ本邦側實業家ニシテ當管内ニ各種事業ヲ計畫シ案ヲ具シテ當館ニ會社設立認可方伺出ノ向鮮カラサル」状況との報告（「各種新設會社認可方ニ關シ請訓ノ件」外交資料『帝國財政及経済政策關係雜件　對滿政策關係』第二巻、E1107-1）があるように、日系企業の対満進出の積極性も確認できる。

　そこで、1930年代前半の状況について、もう少し精しく検討して見よう。第2表は、1932年1月から1935年12月までの満洲における新設会社の調査結果である。この期間に設立した株式会社数を『滿洲銀行會社年鑑』（1942年版）で集計すると、215社となる．第2表に集計された企業は大部分が株式会社であり、その数は244社となっているので、株式会社についてはほぼ全容を把握できているものと考えられる。この内、満州国籍のものを推定するに、資本金が國幣（満州中央銀行券、1935年11月まで銀為替リンク）建となっている企業が71社、会社名に「股分有限公司」という名称を使用している企業は72社であり、本店所在都市は新京20、奉天23、哈爾濱14、營口6、吉林3などである。以上から、およそ新設株式会社の3分の1（社数・資本金）が満洲国籍の企業であり、他の多くは、日本の統治下にある関東州租借地や満鉄付属地に立地する日本国籍企業であることが窺われる。

第2表　「新設會社」中の満州系企業



先に引用した新京総領事代理の報告も、領事館に法人登記を求める企業の増大であり、基本的には付属地内での設立の動向を反映したものといえる。ここには、関東軍が牛耳る満州国の権限は及ばない。

## 治外法権の撤廃問題

　関東軍は、満州全域にわたる支配を確立するため、事変当初から「治外法権の撤廃」≒租借地・満鉄付属地以外の地域の「租借地・付属地」化を目指していた。しかし、そのためには、租借地・満鉄付属地以外の地域の環境を整備する必要があるのは当然であり、軍事的な環境の確保（治安戦）や政治経済インフラの整備とともに、法的環境の整備にも力を注いだ。

　「建国宣言」当初は、中華民国の政治経済制度を継承したが、その差当りの日本化を計りつつ、法制の体系的整備を急いだ。企業活動からみて重要な法制環境はさまざまあるが、治外法権撤廃に関連して検討されたものとして、第3表に示すように、課税・産業行政・金融・専売・関税などがある。

第3表　治外法權撤廢及附屬地行政權調整乃至移讓實施事項別豫定表



治外法權撤廢現地委員會「滿洲國ニ於ケル日本帝國ノ治外法權撤廢及滿鐡附屬地行政權ノ調整乃至移讓ニ關スル事項別處理要領」美濃部洋次文書　017-03

　税制については、疋田・柴田の研究があるが、とくに柴田は、満州国財政の歳入不足を考慮して、従来「不当課税」だと非難してきたものまで黙認し、それを吸収する形で、数次に亘り、税制を整備していったことを強調している。また、日系の軽課状態が民族系企業の日本人名義による脱税を惹起していたことも指摘している。ただ、治外法権撤廃にあたっては、「新ニ課税セラルヘキ營業税附加捐、房捐、戸別捐ニ付テハ課税緩和ノ方法ヲ採リタリ即チ營業税附加捐ハ本税タル國税ニ於テ緩和セラルルヲ以テ必然的ニ緩和セラルルノ結果トナリ、房捐、戸別捐ハ國税ニ準シ個人ニ付テハ康徳三年度及四年度ハ基礎税率ノ四分ノ一ノ税率、康徳五年度及六年度ハ同二分ノ一ノ税率、康徳七年度即チ第五年目ヨリハ基礎税率ヲ以テ課税シ法人ニ付テハ康徳三年度ハ基礎税率ノ三分ノ一ノ税率、康徳四年度ハ同三分ノ二ノ税率、康徳五年度即チ第三年目ヨリハ基礎税率ヲ以テ課税スルコトト爲シタルナリ」（治外法權撤廢現地委員會「滿洲國ニ於ケル日本帝國ノ治外法權撤廢及滿鐡附屬地行政權ノ調整乃至移讓ニ關スル事項別處理要領」美濃部洋次文書　017-03、以下「要領」とする）との移行措置をとったが、これは、全滿地方委員會聯合會（1935.9.10）や新京商工會議所（1935.9.17）などの陳情にある程度応えるものでもあった。

　産業行政としては、「既ニ制定實施シタル法規中日本人ニ最モ關係アルモノヲ擧クレハ工業所有權ニ關スルモノ（商標法其ノ他）度量衡ニ關スルモノ（度量衡法其ノ他）計量ニ關スルモノ（計量法其ノ他）鑛業ニ關スルモノ（鑛業法其ノ他）市場ニ關スルモノ（中央卸賣市場法其ノ他）畜産ニ關スルモノ（畜産法）等數十件ニ上リ近ク制定ヲ見ルヘキモノニ重要産業統制法、漁業法、商會法、保險業法、交易所法、電氣事業法等ノ重要法規アリ而シテ是等法規ノ立案ニ當リテハ何レモ日本ノ現行法規ヲ範トシ滿洲國ノ特殊事情ト日滿産業經濟ノ特殊性ヲ顧慮セリ」（「要領」）とされている。また、度量衡と計量の制度の実行にあたり、特殊会社として満洲計器会社を設立している。さらに、重要産業統制法は、日本本国の同名の法律と異なって、「満洲国経済建設要綱」の線に沿っての企業統制のために「特殊會社以外ノ企業ニ付テモ産業統制ノ見地ヨリ主要事業ノ企業免許ヲ爲シ來リタルカ右ハ何等法規的根據ナク單ナル行政的統制ニ過キサリキ右ハ建國怱々ニシテ未タ諸般ノ法制ヲ整備スルニ至ラサリシ非常時代トシテ巳ムヲ得サリシ所ナルモ我國モ建國以來既ニ三歳ヲ閲シ國政全般ニ亘リ漸次平時状態ニ入リタル際法治國家トシテ何時迄モ現状ヲ續ケ行クコトハ到底不可ナリ宜シク法制ヲ整備シ法規的根據ノ上ニ所要ノ産業統制ヲ行フノ必要ア」（満州国実業部「重要産業統制法制定理由」美濃部洋次文書　101-04）るため、制定するものであった。

　また、通貨・金融については、従来から研究の厚い分野であるが、その分析の焦点は幣制統一や銀行制度改革、あるいは資金循環構造などに当てられ、治外法権撤廃問題を正面から取り上げたものは少ない。治外法權撤廢現地委員會は、「滿洲國ハ建國以來先ツ貨幣法ヲ制定シテ紊亂セル幣制ノ統一ニ成功シ更ニ銀行法、金融合作社法、産金買上法、爲替管理法等ヲ制定シテ以テ金融ノ統制、幣制ノ確保ニ努力シツツアリ。然ルニ滿洲國内ニ於ケル金融機關ノ現状ヲ見ルニ附屬地外ニハ日本側銀行又ハ之ニ準スルモノ七行（外ニ數箇ノ金融會社）、日本國内（關東州ヲ含ム）ニ本店ヲ有スル普通銀行又ハ之ニ準スルモノノ支店出張所合計二十七店、歐米系銀行四行五店アリ又附屬地内ニハ日本側銀行本支店七行三十二店アリ尚金融組合ハ附屬地外ニ朝鮮人金融部八、同金融會十五、附屬地内ニ關東州金融組合十三存スル状況ニシテ是等ノ金融機關ハ何レモ治外法權又ハ附屬地行政權ノ結果滿洲國金融法規ノ適用ノ外ニ在リ之カ爲滿洲國ノ金融政策ノ遂行上又ハ金融行政ノ執行上支障ヲ來ス所尠カラス、其ノ統制ヲ圖リ且圓滑ナル運用ヲ期スルカ爲ニハ治外法權ノ撤廢ト附屬地行政權ノ調整乃至移讓ヲ必要トスル次第ナリ。而シテ前記等ノ滿洲國金融法規ハ多ク日本ノ法令ヲ母法トスルモノナルカ故ニ金融行政權ノ移讓ハ極メテ圓滑ニ行ハレ得ル見込ナリ」（「要領」）と、この事情を説明している。

　さらに、法人企業に直接関わるものとして、会社法がある。満洲国実業部は、「産業統制ノ見地ヨリ從來實業部ニ於テ執リ來リタル方策」として、下記の４点を挙げている。

イ、法人ノ國籍ニ關シテハ主要産業ニ關スル企業ニシテ法人ノ形態ヲトルモノハ原則トシテ滿洲國法人タラシメ

ロ、實業部關係ノ企業ニシテ特別ノ法令ニ基クモノトシテハ滿洲炭礦、滿洲採金、滿洲石油、滿洲棉花、同和自動車、滿洲鑛業開發等

ハ、特ニ法令ニ依ラサルモ支配的地位ヲ附與シツツアルモノトシテハ滿洲電業、滿洲計器、大同酒精等

ニ、右以外ノモノニ付テモ諸般ノ事情ニ鑑ミ企業設立ノ許可其ノ他事業經營ニ關シ適宜統制ヲ爲シツツアリ

（満洲国実業部「重要産業統制法制定ニ關スル説明資料」美濃部洋次資料　103）

新規設立以外の会社に対しては、司法部・実業部共同勅令として「大同元年三月一日前ニ設立シタル公司ノ登記ニ關スル件」を発して、一年以内の登記を要求しこれに応じない場合は「爾後解散シタルモノト看做」して法的保護の対象から外すことを明記した。さらに、基礎となる会社法＝公司法は中華民国の法令を継承していたが、1934年5月16日付で関東軍司令部が一部改正を指示しているように、部分改正を重ね、日本法に接近させていった。

## おわりに

　以上、とくに1930年代前半の満洲への企業進出と満洲国の企業政策を概観してきた。

　日系企業は、事実上日本が全域を占領して支配下に入れた満洲に大挙して進出しようとしたが、租借地・満鉄付属地に向かうものが多く、関東軍が計画する経済再編政策に直結するものは必ずしも多くはなかった。関東軍は、満洲国に企業環境を日本的に整備させつつ、治外法権を「撤廃」し付属地行政権を「移譲」することで、企業進出を促すとともに本国以上の企業統制条件を整えようとした。この基盤整備の上で、本格的再編のための資本誘導的な生産力拡充計画が本国に先駆けて作動することができたと思われる。この点からは、治外法権撤廃は、副島らが主張するような「満州国がその「独立性」を貫徹できなかったことをものがたるもの」あるいは「関東軍の一元的支配の深化」に止まらず、その支配の内実まで含めた評価を下す必要があろう。

＜参考：治外法権撤廃問題検討組織＞

治外法權撤廢現地委員會

　　　委　員　長　　　　　　關東軍參謀長　　西尾壽造

　　　委　　　員　　　　　關東軍高級參謀　　永津佐比重

　　　同　　　　　　　　　　關東軍　顧問　　植木壽雄

　　　同　　　　　　　　　　大使館參事官　　守屋和郎

　　　同　　　　　　　　　關東局司政部長　　武部六蔵

　　　同　　　　　　　　滿洲國總務廳次長　　大達茂雄

　(一)　課税分科委員會　　　　(二)　産業分科委員會　　　　(三)　郵政分科委員會

　(四)　警察分科委員會　　　　(五)　敎育分科委員會　　　　(六)　司法分科委員會

　(七)　地方行政分科委員會

(滿洲國ニ於ケル)治外法權撤廢準備委員會　　　　　　　　委員長　　長岡總務廳長

　第一分科會（課税）　　　第二分科會（産業）　　　第三分科會（郵政）

　第四分科會（警察）　　　第五分科會（教育）　　　第六分科會（司法）

　第七分科會（地方行政）　第八分科會（第三國人國籍）　第九分科會（施設竝職員引繼）

(駐滿日本大使館ニ於テハ準備委員會ノ如キ機關ハ之ヲ設置セサリシモ山本書記官主務者トナリ必要アル毎ニ隨時守屋參事官以下全員或ハ館内會議ヲ開キ或ハ全滿領事會議ヲ開催スル等)

(關東局ニ於ケル)南滿洲鐵道附屬地行政調査委員會　　　　委員長　　武部六蔵司政部長

(南滿洲鐵道株式會社ニ於ケル)治外法權撤廢準備委員會　　委員長　　郡山智理事

(東京ニ於ケル)滿洲國治外法權撤廢準備委員會　　　　　　委員長　　重光外務次官

　　現在ニ於テハ對滿事務局主催ノ下ニ關係各省ノ事務官會議カ其ノ職務ヲ行フ